

出会いサポーター運営実施要領

第1 目的

やまなし出会いサポートセンター（以下「センター」という。）は、出会いサポート会員のお引き合わせ（以下「お引き合わせ」という。）の立会人として、出会いサポーター（以下「サポーター」という。）を派遣し、お引き合わせを安心安全に行うとともに交際への移行を支援する。

第2 サポーターの役割

サポーターの役割は、次のとおりとする。

- (1) お引き合わせの日程調整及び立会い
- (2) お引き合わせ後の交際フォロー
- (3) センター事業への協力

第3 サポーターの要件

サポーターは、次の（１）～（６）のすべてを満たす者とする。

- (1) 県内に居住する者。
- (2) 第2のサポーターの役割を理解し、お引き合わせ事業に熱意のある者。
- (3) 氏名・居住地（市町村名）・顔写真をセンターWebサイトに公開することに同意した者。
- (4) お引き合わせにあたり、当該会員及びお引き合わせ場所となる応援企業に氏名・連絡先を開示することに同意した者。
- (5) 面接等によりセンターが適当と認める者。
- (6) センターの実施するサポーター研修を受講する者

第4 サポーターの募集及び応募

- (1) センターは、ホームページ等でサポーターの募集を行い、サポーター登録を希望する者（以下「応募者」という。）は、センターWebサイトから申込みを行う。
- (2) 応募者はホームページからダウンロードした申込書類に必要事項を記載（押印）し、センターに書類を送付する。※ホームページ掲載用写真を同封する。
- (3) 登録料等は要しないが、登録書類等送付で必要な郵送料等の費用は応募者が負担する。

第5 サポーターの登録

応募者のうち、第3の要件を満たす者をサポーターとして登録し、サポーター登録証を交付する。

第6 サポーター登録の取消

次のいずれかに該当する場合は、サポーター登録を取り消すものとする。

- (1) 本人から登録を辞退する申し出があった場合
- (2) サポーターとして不適切な行為が認められた場合

第7 お引き合わせサポーターの決定

センターは、サポーター登録者の中から、お引き合わせの際の立会い及びお引き合わせ後の交際フォローを行うサポーターを決定する。

第8 サポーターへの研修

センターは、個人情報保護等を内容とした研修を開催する。

第9 サポーターへの費用

- (1) サポーターは無報酬とする。
- (2) お引き合わせの場への交通費として、お引き合わせ会員が一人当たり1,000円（二人で2,000円）を支払うものとする。

第10 その他

この要領に定めるもののほか、サポーターの運営等に関し、必要な事項は、センターが山梨県と協議して定める。

この要領は、平成27年1月13日から実施する